

日本物流学会 執筆規程

I. 学会誌の目的

日本物流学会誌（以下「学会誌」という）は、

1. 会員にロジスティクス（物流）に関する研究成果の発表の場を提供する
2. 会員の知識の向上に資する
3. 学会活動の情報を提供して、会員各位の学会活動への参画意識を高める
4. 会員間の意見発表、討論、情報交換の場を提供することを目的として、毎年1回以上発行する。

II. 内容の種目

学会誌は前項の目的を達成するため、以下のような種目を設けるものとし、原稿には標題の左肩にその種目別を明記する。

1. 巻頭言 : 本学会の会長や理事などの抱負、所感
2. 大会報告 : 基調講演、特別講演の講演内容の紹介と統一論題、自由論題の発表内容の紹介
3. 研究論文 R : 会員の研究成果の報告（査読付き論文）
4. 一般研究論文 : 会員の研究成果の報告および JILS 等の研究助成金成果の報告
5. 論説 : 社会的な視野から見た物流に関する論説や主張、学会、産業界における最近のホットな話題のやさしい解説、新しい技術や手法、理論などについて一般の会員を対象に平易に解説したものおよび新しい理論、技術などの展望を専門的な立場から論説したもの
6. 事例紹介 : 会員の物流分野での応用事例の紹介
7. 部会報告 : 学会の部会活動の内容報告
8. 報告 : 総合的なプロジェクトや国内・海外の会議や活動状況

III. 投稿の手続き

1. 研究論文 R および一般研究論文の著者は、本学会の正会員、もしくは準会員でなければならない。ただし、共著の場合は、論文の筆頭者が正会員、もしくは準会員で、著者の半数以上が正会員、もしくは準会員であることを掲載の条件とする。たとえば、2名のときには最低1名が正会員、もしくは準会員であること、3名のときは最低2名が正会員、もしくは準会員であること（以下同様）。
2. 論説、事例紹介、部会報告および報告は、本学会の会員以外の者も投稿できる。
3. 全国大会の報告は、編集委員会が大会の関係者に原稿を依頼することができる。
4. 巻頭言および部会報告は、編集委員会が依頼することができる。
5. 研究論文 R、一般研究論文、論説、事例紹介および報告の投稿は会員の自主的な自由投稿とする。ただし、本学会関係での発表を除き未発表のものに限る。

6. 研究論文 R と一般研究論文の両方を対象として、同一著者が複数の論文の筆頭著者となることはできない。ただし、他論文で 2 番目以降の共著者となることは認める。
7. 研究論文 R、一般研究論文、論説、および事例紹介を対象として、掲載決定後に、掲載料（筆頭著者が正会員の場合は 2 万円、準会員の場合は 1 万円）を徴収することとする。

IV. 原稿の提出

1. 原稿の提出は原則として A4 版縦型横書きとする。

学会誌の種目のうち、「研究論文 R」、「一般研究論文」、「論説」、「事例紹介」、および「報告」は、日本物流学会投稿論文執筆要領にしたがって作成した完成原稿（ただちに印刷できる原稿）を提出する。
2. 原稿の文字数は、印刷上の 1 頁を 1600 字で換算し、題名、要旨、図表等を含めて次の通りとする。

巻頭言	1 頁程度
大会報告および部会報告	2 頁程度
研究論文 R（査読付き論文）	6 頁以上、8 頁以内
一般研究論文と事例紹介	6 頁以上、8 頁以内
論説	4 頁以上、6 頁以内
報告	2 頁程度
3. 研究論文 R と一般研究論文は、別途定める執筆要領にしたがうこと。
4. 原稿の本文が外国語（英語に限る）のときは、それぞれ前項に準じる頁数の範囲内とする。
5. 原稿は、別に定める期間に編集委員会事務局に投稿することができる。

V. 投稿原稿の取り扱い

1. 受付通知

編集委員会事務局は、投稿された原稿を受け付けてから 1 週間以内に受付通知を送付する。
2. 研究論文 R（査読付き論文）の取り扱い
 - (1) 論文の可否は、論文ごとに編集委員会が選出する 3 名の査読者による審査結果を参照して、編集委員会で決定する。
 - (2) 査読者は広く本学会の内外から選出するものとし、複数の論文について兼任することができる。
 - (3) 査読者は、編集委員会事務局を通じて著者に対して質問し、および内容の訂正を依頼することができる。
 - (4) 学会誌の掲載に当たっては、査読付き論文であることを R として明示する。ただし、査読者の氏名は論文ごとには公表しない。

- (5) 論文は和文または英文とし、その内容を的確に表現する標題をつけ、特に必要な場合に限って副題をつけることができる。標題および副題について、和文のときは英文を、英文のときは和文の訳を添えるものとする。
- (6) 論文は、内容が和文・英文かにかかわらず和文で 800 字以内、および英文で 300 語以内の要旨を添えるものとし、要旨は論文内に掲載する。
- (7) 完成原稿を提出するため、審査結果による修正意見の項目以外の修正は、原則として認めない。
- (8) 著者は、論文掲載料（筆頭著者が正会員の場合は 2 万円、準会員の場合は 1 万円）を、掲載決定通知を受領した後、指定された期日までに、学会事務局に振り込まなければならない。

3. 一般研究論文の取り扱い

- (1) 一般研究論文は、査読者による審査により研究論文 R に採用されなかった論文のうち著者が一般研究論文として学会誌に掲載を希望する論文、あるいは当初より審査を希望しない論文である。
- (2) 論文は和文または英文とし、その内容を的確に表現する標題をつけることとし、原則として副題をつけないこととする。標題等についても、和文のときは英文を、英文のときは和文の訳を添えるものとする。
- (3) 論文は、内容が和文・英文かにかかわらず和文で 800 字以内、および英文で 300 語以内の要旨を添えるものとし、要旨は論文内に掲載する。
- (4) 一般研究論文は、学術的審査は経ないが、体裁や形式などを中心に編集委員会で協議のうえ、適否を決定する。このとき、編集委員会からの修正意見の項目以外の修正は、原則として認めない。
- (5) 著者は、論文掲載料（筆頭著者が正会員の場合は 2 万円、準会員の場合は 1 万円）を、掲載決定通知を受領した後、指定された期日までに、学会事務局に振り込まなければならない。

4. 論説・事例紹介・報告の取り扱い

- (1) 投稿した原稿は、学術的審査は経ないが、体裁や形式などを中心に編集委員会で協議のうえ、採否を決定する。このとき、編集委員会による編集上の都合にもとづく修正依頼以外の修正は、原則として認めない。
- (2) 論説・事例紹介・報告は和文または英文とし、その内容を的確に表現する標題をつけることとし、原則として副題をつけないこととする。標題等についても、和文のときは英文を、英文のときは和文の訳を添えるものとする。
- (3) 論説と事例紹介については、内容が和文・英文かにかかわらず和文で 800 字以内、および英文で 300 語以内の要旨を添えるものとし、要旨は原稿内に掲載する。
- (4) 著者は、掲載料（筆頭著者が正会員の場合は 2 万円、準会員の場合は 1 万円）を、掲載決定通知を受領した後、指定された期日までに、学会事務局に振り込ま

なければならない。

5. 巻頭言・大会報告および部会報告の取り扱い

- (1) 投稿した原稿は編集委員会で検討のうえ学会誌への掲載を決定する。
- (2) 巻頭言・大会報告および部会報告の標題について、和文のときは英文を、英文のときは和文の訳を添えるものとする。
- (3) 著者校正は1回とし、原則として印刷上の誤りのみを訂正するものとする。校正は1週間以内に返送しなければならない。
- (4) 原稿料および掲載料は、原則として無料とする。

6. 文字数の制限超過

原稿の文字数等が規定の印刷頁数を超えるときは、初校の際に著者が調整する。

なお、研究論文R、一般研究論文、論説および事例紹介については、ページ数の制限を超えることはできない。

7. 著作物の著作権

学会誌に掲載した原稿の著作権は本学会に属するものとし、他に転載するときは事前に編集委員会に申し出るものとする。

VI. 規程の改廃

本規程の変更または廃止は理事会の決議による。

付則

1. 従来の日本物流学会論文・報文規程および日本物流学会執筆規程は、この規程の施行とともに廃止する。
2. この規程は平成9年9月19日より施行する。
3. 平成14年6月22日、一部改正し、施行する。
4. 平成16年3月13日、一部改正し、施行する。
5. 平成17年5月28日、一部改正し、施行する。
6. 平成18年5月13日、一部改正し、施行する。
7. 平成21年9月10日、一部改正し、施行する。
8. 平成22年12月4日、一部改正し、施行する。
9. 平成23年9月14日、一部改正し、施行する。
10. 平成29年11月11日、一部改正し、施行する。
11. 令和6年5月25日、一部改正し、施行する。

(以 上)